学術指導契約書

公立大学法人滋賀県立大学（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)　学術指導とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する教職員がその教育、研究および技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務または活動を支援するものをいう。

(2)　学術指導担当者とは、甲に所属し、学術指導を担当する者であって、次条に記載する者をいう。

第２条　甲は、乙の依頼により、次の内容について学術指導を行うものとする。

(1)　学術指導の名称

(2)　学術指導の内容

(3)　学術指導担当者

(4)　学術指導の期間　　　年　月　日　～　　年　月　日

(5)　学術指導の回数

(6)　学術指導の場所

(7)　学術指導料　　　　　　　　　　　　　円（①＋②）

内訳：①指導料　　　 　　　円

②管理的経費　 　　　円（①の10％・100円未満切捨て）

　　　　　　※消費税額・地方消費税額を含む金額を記入すること。

２　前項各号のうち、第　号については、非公開とする。

第３条　学術指導は原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙または乙の指定する場所で実施することができる。

第４条　乙は、第２条に定める学術指導料を甲が発行する請求書により納付するものとする。

２　乙が納付した学術指導料は、これを返還しないものとする。ただし、やむを得ない理由により学術指導を中止した場合において、甲は乙と協議し、相当と認める額を返還することができる。

３　学術指導担当者が乙の事業所その他乙の指定する場所において学術指導を実施する場合、乙は、学術指導に伴う交通費および宿泊費を負担し、これを直接学術指導担当者に支払う。

第５条　乙は、第２条の学術指導を一方的に中止することはできない。

第６条　甲は、やむを得ない理由があるときは、乙と協議の上、学術指導を中止またはその期間を延長することができる。この場合において、甲はその責を負わないものとする。

２　甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するときは、ただちに本契約を解除することができるものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

（２）法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

（５）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）第１号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

第７条　甲は、学術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

第８条　学術指導の結果生じた発明等の取扱いについては、当該発明等が生じた状況を勘案して、別途甲乙協議してこれを決定するものとする。

第９条　甲および乙は、学術指導の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示をうけ、または知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなしに第三者に開示またはもらしてはならない。

第10条　学術指導による成果は、原則として公表するものとし、公表の時期および方法等は、甲乙協議して定めるものとする。

第11条　本契約は、第２条第４号に規定する学術指導の期間始期に発効し、終期もしくは第２条第５号に規定する回数の完了のどちらか早い時期まで有効とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

第12条　本契約の失効後も、第７条から第10条までの規定は、なおその効力を有する。

第13条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するものとして、本契約書を２通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

甲　　滋賀県彦根市八坂町２５００番地

公立大学法人滋賀県立大学

理事長　　　　　　　　　　　印

乙　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称・代表者役職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印